証券コード　3063
2021年５月12日

株　主　各　位

名古屋市中区栄三丁目４番28号
株式会社ジェイグループホールディングス
取締役社長　中　川　晃　成

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年５月26日（水曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

◎新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますので、郵送またはインターネット等での議決権行使をご検討ください。また、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

１．日　　時　　2021年５月27日（木曜日）午前11時00分
２．場　　所　　名古屋市西区牛島町６－１
　　名古屋ルーセントタワー16階　会議室
３．目的事項
　報告事項　　１．第20期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）
　　事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第20期（2020年３月１日から2021年２月28日まで）
　　計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　第三者割当によるＡ種種類株式発行の件
　　第３号議案　Ａ種種類株式の募集事項の決定の取締役会への委任の件
　　第４号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

４．議決権の行使に関する事項

議決権の重複行使の取り扱い

①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

なお、インターネットによる議決権行使方法についての詳細は、本招集ご通知３～４ページをご参照ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jgroup.jp/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて掲載させていただきますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時　2021年５月27日（木曜日）
午前11時

場　所　名古屋市西区牛島町６－１
名古屋ルーセントタワー16階　会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2021年５月26日（水曜日）午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、ＱＲコードにより直接議決権の行使が可能です。（ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

詳細は次ページをご参照ください。

行使期限　2021年５月26日（水曜日）午後６時受付分まで

議決権の重複行使の取り扱い	（1）書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 （2）インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

〔ご留意事項〕

・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
・株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
・議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

１．議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕https://www.net-vote.com/

議決権の行使期限は、２０２１年５月２６日（水曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

２．インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用ＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「ログインＩＤ」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

３．ログインＩＤ及びパスワードのお取り扱いについて

（１）議決権行使書用紙に記載されている「ログインＩＤ」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。

（２）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

（３）パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】
株式会社アイ・アールジャパン　証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕０１２０－９７５－９６０
〔受付時間〕午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く）

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による影響を受け、景気は急速に悪化し、極めて厳しい状況となりました。

外食業界におきましては、2020年４月に発出された緊急事態宣言が解除されたことで消費者マインドの回復の兆しは見られておりましたが、2021年１月に再び緊急事態宣言が発出されたことにより、休業や時短営業といった営業活動の制約を受けるなど非常に大きな影響を受けております。

このような環境のもと、当社グループでは、お客様と従業員の安全の確保を第一に考え感染症対策を徹底してまいりました。また、人員配置の適正化や生産性の向上、本社費用の削減に引き続き取り組むとともにアフターコロナを見据えた業態開発に注力いたしました。直営店の出退店におきましては、16店舗を新規出店し、８店舗をリニューアルするとともに、11店舗を閉店いたしました。これらにより、2021年２月末日現在の業態数及び店舗数は、78業態144店舗（国内141店舗、海外３店舗）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は固定資産譲渡による収入が大きく寄与するも、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための営業自粛等が大きく影響し、6,700百万円（前年同期比52.8％減）となりました。売上高減少に伴い徹底したコスト管理を実施しましたが売上高減少の影響は大きく営業損失は1,543百万円（前年同期は営業利益91百万円）、経常損失は1,465百万円（前年同期は経常利益８百万円）となりました。また、特別利益として雇用調整助成金や感染拡大防止協力金等の助成金収入1,018百万円、特別損失として営業自粛期間における店舗運営にかかる固定費等を1,013百万円、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を勘案し、海外を含む飲食セグメントにおける資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額した際の当該減少額597百万円、店舗閉鎖に係る費用148百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は2,352百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失174百万円）となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

a. 飲食事業

飲食事業におきましては、お客様の利便性や満足度の向上を図るべく、飲み放題の定額サービスやドミナント展開を活かした当社グループ店舗間での出前サービスに取り組みました。新規出店といたしましては、2020年４月に「狼牙包包軒（ロウガフウフウケン）」、「東京おでんラブストーリー（トウキョウオデンラブストーリー）錦三丁目」、「BLUE WATER SHRIMP（ブルーウォーターシュリンプ）nagoya japan」（名古屋市中区）、2020年５月に「THE03（ザゼロサン）」（名古屋市中区）、2020年６月に「La Boca Gastoronomia（ラボカガストロノミア）」、「BAR 泡（バーバブル）」、「おばんざい台所　おふくろ」、「ハイボールの世界へようこそ」、「カラオケ天国 歌姫のハート」、「THE WHISKY BAR EXIT（ザウイスキーバーイグジット）」、「野球BAR ダイヤモンド」、「バーJD」、「京おでんBAR 紬～つむぎ～」、「バンコクBAR　スワイチャン」（名古屋市中区）、2020年10月に「サーモンパンチ栄店」（名古屋市中区）、2021年２月に「紅白（コウハク）」（東京都江東区）を新規オープンいたしました。リニューアルでは、2020年３月に「博多かわ屋蒲田西口店」（東京都大田区）を「たまか食堂」に、「どなんち」（名古屋市中区）を「めでたい家」、2020年８月に「博多かわ屋静岡呉服町店」（静岡市葵区）を「博多かわ屋べつどころ静岡呉服町店」、2020年９月に「ほろほろ」（名古屋市中村区）を「サーモンパンチ名駅店」、2020年10月に「芋蔵（イモゾウ）品川店」（東京都港区）を「吟醸マグロ品川店」、「爽鶏屋（ソウドリヤ）金山店」（名古屋市熱田区）を「きばくもん金山店」、2020年11月に「芋蔵（イモゾウ）駅西店」（名古屋市中村区）を「きばくもん駅西店」、2020年12月に「猿cafe栄町店」（名古屋市中区）を「寿司と串とわたくし」にリニューアルオープンいたしました。また、2020年３月に「豊年萬福（ホウネンマンプク）」（東京都中央区）、2020年６月に「芋蔵（イモゾウ）四日市店」及び「博多かわ屋四日市店」（三重県四日市市）、「月のうさぎ」（埼玉県志木市）、2021年１月に「な菜な野菜食堂」（岡山市北区）、「MouMouCafe（モーモーカフェ）」（岡山市北区）、「ほっこり名駅店」（名古屋市中村区）、「二六丸名駅店」（名古屋市中村区）、「芋蔵五反田店」（東京都品川区）、「芋蔵品川べつどころ店」（東京都港区）、「二六丸静岡呉服町店」（静岡市葵区）を閉店いたしました。

その結果、飲食事業における売上高は3,387百万円（前年同期比72.4％減）、営業損失は1,857百万円（前年同期は営業利益517百万円）となりました。

b. 不動産事業

2020年５月に開設いたしましたテナントビル「EXIT NISHIKI」や「ｊG金山」などの賃貸収入が安定的な収益に寄与いたしました。また、「ダイヤモンドウェイ」（名古屋市中村区）、「物流センター」及び「ジュール広川」（名古屋市中川区）を売却いたしました。その結果、不動産事業における売上高は4,325百万円（前年同期比68.8％増）、営業利益は1,207百万円（同162.4％増）となりました。

c. ブライダル事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、婚礼の延期等が発生し、施行組数が減少いたしました。その結果、ブライダル事業における売上高は265百万円（前年同期比65.2％減）、営業損失は109百万円（前年同期は営業利益４百万円）となりました。

d. その他の事業

販促制作事業及び卸売業等のその他の事業における売上高は170百万円（前年同期比75.2％減）、営業損失は５百万円（前年同期は営業損失12百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、719百万円（店舗の賃借等に伴う差入保証金19百万円を含む）で、その主なものは、下記の新規出店、改装等によるものであります。

	物　　件　　名	開業日・改装日
新規物件	狼牙包包軒	2020年４月
	東京おでんラブストーリー 錦3丁目	2020年４月
	BLUE WATER SHRIMP nagoya japan	2020年４月
	EXIT NISHIKI	2020年５月
	THE 03	2020年５月
	La Boca Gastoronomia	2020年６月
	BAR　泡	2020年６月
	おばんざい台所　おふくろ	2020年６月
	ハイボールの世界へようこそ	2020年６月
	THE WHISKY BAR EXIT	2020年６月
	カラオケ天国　歌姫のハート	2020年６月
	バーJD	2020年６月
	野球BAR　ダイヤモンド	2020年６月
	京おでんBAR　紬～つむぎ～	2020年６月
	バンコクBAR　スワイチャン	2020年６月
	サーモンパンチ　栄店	2020年10月
	紅白	2021年２月
改装	たまか食堂	2020年３月
	めでたい家・MouMouCafe　金山店	2020年３月
	博多かわ屋べつどころ　静岡呉服町店	2020年８月
	サーモンパンチ 名駅店	2020年９月
	吟醸マグロ　品川店	2020年10月
	きばくもん　金山店	2020年10月
	きばくもん　駅西店	2020年11月
	寿司と串とわたくし	2020年12月

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (2018年２月期)	第 18 期 (2019年２月期)	第 19 期 (2020年２月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2021年２月期)
売　上　高(千円)	14,963,244	15,056,169	14,210,706	6,700,762
経常利益又は経常損失(△)(千円)	154,118	15,589	8,030	△1,465,283
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△30,089	61,277	△174,676	△2,352,399
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　(円)	△3.67	7.21	△19.17	△249.33
総　資　産(千円)	9,035,174	11,324,644	11,499,355	10,931,549
純　資　産(千円)	1,836,233	2,308,056	2,467,064	214,310
１株当たり純資産額　(円)	213.31	250.11	252.36	14.27

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 17 期 (2018年２月期)	第 18 期 (2019年２月期)	第 19 期 (2020年２月期)	第 20 期 (当事業年度) (2021年２月期)
売　上　高(千円)	3,381,401	3,139,895	3,350,910	4,493,093
経　常　利　益(千円)	121,819	59,406	194,013	588,875
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	58,254	△15,391	△15,981	△1,533,276
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　(円)	7.11	△1.81	△1.75	△162.51
総　資　産(千円)	7,624,169	7,581,924	6,558,051	5,457,062
純　資　産(千円)	2,370,232	2,723,338	3,045,855	1,620,249
１株当たり純資産額　(円)	285.50	309.02	326.08	168.23

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジェイプロジェクト	10,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社ジェイブライダル	10,000千円	100.0%	ブライダル事業
株式会社ジェイフィールド	5,000千円	100.0%	食品等の卸売業、広告代理業など
株式会社ボカディレクション	5,000千円	100.0%	飲食事業
NEW FIELD HONOLULU,INC.	1,000米ドル	100.0%	飲食事業
NEW FIELD BANGKOK CO.,LTD.	4,000千バーツ	85.0%	飲食事業
NEW FIELD NEW YORK LLC	100,000米ドル	100.0%	飲食事業
KAKEHASHI,S.L.U.	74,710ユーロ	100.0%	飲食事業
株式会社かわ屋インターナショナル	110,600千円	50.0%	フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟の募集
株式会社かわ屋東京	100千円	50.0%	飲食事業
株式会社ジェイアセット	10,000千円	100.0%	不動産事業

(4) 対処すべき課題

当社グループの中核である飲食事業においては、消費増税による景気減速の懸念、働き方改革への対応が求められる中で、更に新型コロナウイルスの感染拡大による影響が多大に生じております。新型コロナウイルス収束の時期は未だ不透明でありますが、当面は不安定な営業が続くことを前提にコストの抑制と資金調達に努め、不測の事態に備え、現況を乗り越えることを最優先といたします。

その上で、以下の課題に取り組み、当社グループの強みである「人間力」「多業態展開」を大切にしながら、より競争力があり、永続できる会社に進化することを目指します。

① グループ全体の生産性向上

間接部門のコストパフォーマンスの向上、低収益事業・エリアの撤退及び改善、好調な業態へのリニューアル推進により、グループ全体の生産性向上に取り組みます。

② 店舗の魅力と生産性の向上

オペレーションの効率化を通じ人時生産性の向上に取り組むとともに、強みである現場力に加えWEB販促の充実により、魅力の向上、情報発信の強化に取り組みます。

③ 知恵と工夫を集結する文化、働きやすい職場、風土の醸成

組織の縦横のつながりや情報共有度を高め、従来以上にモノを言える・議論が活発となる場づくりに取り組むとともに、柔軟な勤務体系等の働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年２月28日現在）

当社グループは、飲食事業を中心に、不動産事業、ブライダル事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 飲食事業

居酒屋、レストラン等での飲食サービスの提供を行っております。

② 不動産事業

不動産の賃貸及び管理業務等を行っております。

③ ブライダル事業

結婚式の企画運営、挙式・披露宴サービスの提供を行っております。

④ その他の事業

食品等の卸売業、製作・販促事業及び人材関連サービス等を行っております。

(6) 主要な事業所（2021年２月28日現在）

本　　社　　名古屋市中区栄三丁目４番28号
東京オフィス　　東京都豊島区南池袋一丁目23番１号

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
芋蔵	21	東京都８店 愛知県７店 神奈川県２店 宮城県１店 静岡県１店 京都府１店 兵庫県１店
博多かわ屋	13	愛知県７店 東京都４店 静岡県１店 宮城県１店
てしごと家	6	愛知県３店 千葉県１店 東京都１店 神奈川県１店
ほっこり	5	愛知県２店 東京都２店 静岡県１店
猿Cafe	3	愛知県１店 東京都２店
その他	89	愛知県61店 東京都13店 静岡県４店 宮城県２店 神奈川県２店 京都府２店 千葉県１店 兵庫県１店 ニューヨーク１店 ハワイ１店 バルセロナ１店

（注）　店舗数はフランチャイズ店舗を除く当社グループ直営の店舗数であります。

(7) 使用人の状況（2021年２月28日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	414 （ 40 ）名	64名減 （505名減）
不動産事業	1 （ － ）名	－ （ － ）
ブライダル事業	7 （ 1 ）名	２名減 （４名減）
その他の事業	3 （ － ）名	１名減 （２名減）
管理部門	42 （ － ）名	13名減 （１名減）
合計	467 （ 41 ）名	80名減 （512名減）

（注）　使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43（ － ）名	２名減（１名減）	38.4歳	9.1年

（注）　使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年２月28日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社りそな銀行	3,644,746
株式会社日本政策金融公庫	1,490,000
株式会社商工組合中央金庫	1,142,219
株式会社関西みらい銀行	406,250
株式会社三井住友銀行	233,488

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2021年２月28日現在）

① 発行可能株式総数　18,000,000株
② 発行済株式の総数　9,821,200株
③ 株主数　20,401名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ニューフィールド	1,987,000株	20.65%
サントリー酒類株式会社	300,000株	3.12%
松永圭司	209,600株	2.18%
安田博	206,000株	2.14%
新田二郎	200,000株	2.08%
林芳郎	192,000株	2.00%
林裕二	144,400株	1.50%
二村篤志	142,000株	1.48%
石川智巳	101,400株	1.05%
生井嘉幸	84,500株	0.88%

（注）１．持株比率は自己株式（200,153株）を控除して計算しております。
２．上記大株主には、自己株式（200,153株）は含まれておりません。

３．新株予約権等の状況

⑴ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（2021年２月28日現在）

該当事項はありません。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ その他、新株予約権等に関する重要な事項

第１回新株予約権（2018年４月11日臨時取締役会決議）

新株予約権の数　15,000個（新株予約権１個につき100株）

新株予約権の払込金額　１個につき960円

新株予約権の行使価額　１株につき992円

新株予約権の行使期間　2018年５月２日から2021年４月30日（但し、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までとする。但し、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

新株予約権の行使条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

新株予約権の取得条件

イ．当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

ロ．当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会

社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

ハ．当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から２週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権１個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は取得した本新株予約権を消却するものとする。

ニ．当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権１個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記20連続取引日の間に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」第（4）項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本項の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	新田二郎	株式会社ジェイプロジェクト取締役
取締役社長	中川晃成	株式会社ジェイプロジェクト取締役 株式会社フードプラス・ホールディングス非常勤取締役
取締役副社長	林芳郎	株式会社ジェイブライダル代表取締役 株式会社ジェイフィールド代表取締役 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締役
常務取締役	林裕二	株式会社ジェイプロジェクト代表取締役
取締役	細野順三	freebalance株式会社代表取締役 株式会社ファッズ社外取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社非常勤監査役 COMPANY X株式会社非常勤監査役 株式会社海帆非常勤監査役 株式会社テイクユー非常勤監査役
取締役	玉田貴彦	玉田貴彦税理士事務所代表 税理士 東陽監査法人代表社員
常勤監査役	安田博	株式会社ジェイプロジェクト監査役
監査役	安達幸子	
監査役	黒田和貴	黒田和貴税理士事務所代表 税理士 株式会社ジェイブライダル監査役

（注）１．2020年５月27日開催の第19期定時株主総会において、中川晃成氏及び玉田貴彦氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
２．赤工朝飛氏は、2020年５月27日開催の第19期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
３．取締役細野順三氏は、社外取締役であります。
４．監査役安達幸子氏及び監査役黒田和貴氏は、社外監査役であります。
５．監査役黒田和貴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．当社は、取締役細野順三氏、監査役安達幸子氏及び監査役黒田和貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役である細野順三氏、監査役である安田博氏、安達幸子氏及び黒田和貴氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ．当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （1）	95百万円 （3）
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	17 （8）
合　　計	10	113

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2004年５月26日開催の第３回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、2013年５月29日開催の第12回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2004年５月26日開催の第３回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

ロ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が、役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は532千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、株式会社ファッズの社外取締役、ソルト・コンソーシアム株式会社、COMPANY X株式会社、株式会社海帆及び株式会社テイクユーの非常勤監査役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。

・監査役黒田和貴氏は、黒田和貴税理士事務所の代表を兼務し、株式会社ジェイブライダルの監査役であります。なお、株式会社ジェイブライダルは当社の子会社であります。また、黒田和貴税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出 席 率	出席回数	出 席 率
取 締 役 細 野 順 三	18回	100%	－	－
監 査 役 安 達 幸 子	18	100	14回	100%
監 査 役 黒 田 和 貴	18	100	14	100

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役細野順三氏は、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験や企業経営者としての経験、知見に基づき、客観的視点から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。

・監査役安達幸子氏は、他社での役員経験等の豊富な業務経験に基づき、主にコーポレート・ガバナンスの見地から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。

・監査役黒田和貴氏は、税理士としての見識に基づき、主に財務及び会計的な見地から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。

５．会計監査人の状況

① 名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が、会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・全ての役員及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底する。
・取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会へ報告する。
・社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実を図る。
・コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
・法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正することを目的のひとつとして、社内外への通報システムを整備する。
・情報資産を適切に管理・利用するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、体制整備に努める。
・いかなる場合においても反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供せず、反社会的勢力排除のための規程を定め、これを遵守する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を書面または電磁的媒体に記録し、社内規程に基づき適切に保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・各本部、支店、部・室、課、店舗等の長は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を超える事業を行う場合は、「職務権限規程」に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された事業の遂行に伴う損失の危険を管理する。
・本部長及び室長は、当該本部及び室で起こりえる各種の事業リスクを想定し、予めリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。
・不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役会等に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、毎月１回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督する。
・取締役の職務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用する。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。
・経営の効率性及び透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応していくため、執行役員以上によって構成される幹部会議を毎月１回以上開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。幹部会議では、取締役会決議事項の予備的な審議の充実を図るとともに、個別課題の審議及び決定、業務の執行状況の報告等を行う。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

・企業集団における業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、子会社が行う重要な意思決定については当社の承認が必要な旨を定め、適切な子会社管理と指導を行う。
・当社は、毎月１回、当社及び子会社の取締役が出席するグループ会社報告会を開催し、当社子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。
・当社の監査役は、業務及び財産状況の調査において、当社はもとより、必要に応じて子会社からの報告を求め、また子会社に赴き調査を行う。
・子会社はその事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。
・子会社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの定めるコンプライアンス基本規程に従う。
・当社のグループ監査室は、内部監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導等を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、管理本部等が適宜監査役の補助体制をとることとする。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人は、監査業務に必要な指示命令に関して取締役の指示命令を受け

ず、取締役から独立してその職務を遂行する。また、その独立性を確保するため、使用人の任命及び解任並びに人事異動について、監査役が異議を申し出た場合には、取締役会等において適切に対処する。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項あるいは著しい損害を及ぼす事実が発生、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役から要請がある場合はその事項を、監査役に対し速やかに報告する。また、上記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとし、当社は必要な報告体制の整備充実に努める。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、取締役会及び社内の重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
・監査役は、会計監査人、内部監査担当者等と相互に連携して監査を実施する。当社は必要に応じて、監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部の有識者を活用することができる体制を確保し、監査業務の円滑な推進に努める。
・監査役と代表取締役との意見交換の場を定期的に設け、適正な監査の実現に努める。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針及び関連規程を定め、必要な体制を整備する。

⑪　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年４月20日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定し、改定後も内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

また、当社の監査役は、月１回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、幹部会議、本支店部長会議等主要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年２月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**3,413,435**	**流動負債**	**3,210,565**
現金及び預金	2,320,856	買掛金	49,659
売掛金	66,023	短期借入金	558,767
たな卸資産	163,446	一年以内償還予定の社債	30,000
未収入金	649,134	一年以内返済予定長期借入金	835,076
その他	213,975	未払金	773,966
固定資産	**7,508,381**	リース債務	27,972
有形固定資産	**5,735,303**	未払法人税等	244,897
建物及び構築物	2,568,222	未払消費税等	168,604
工具器具備品	200,693	株主優待引当金	6,660
土地	2,858,315	預り金	360,938
リース資産	102,967	その他	154,022
建設仮勘定	363	**固定負債**	**7,506,673**
その他	4,741	社債	335,000
無形固定資産	**433,522**	長期借入金	6,142,152
のれん	413,233	リース債務	12,199
その他	20,289	繰延税金負債	582,381
投資その他の資産	**1,339,555**	資産除去債務	96,575
投資有価証券	7,330	その他	338,365
差入保証金	1,171,051	**負債合計**	**10,717,238**
繰延税金資産	6,324	**純資産の部**	
その他	157,525	**株主資本**	**149,324**
貸倒引当金	△2,675	**資本金**	**1,594,287**
繰延資産	**9,733**	**資本剰余金**	**1,518,259**
社債発行費	9,733	**利益剰余金**	**△2,887,100**
		自己株式	**△76,122**
		その他の包括利益累計額	**△12,043**
		為替換算調整勘定	**△12,043**
		新株予約権	**1,681**
		非支配株主持分	**75,348**
		純資産合計	**214,310**
資産合計	**10,931,549**	**負債純資産合計**	**10,931,549**

連結損益計算書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**6,700,762**
売上原価	**3,120,656**
売上総利益	**3,580,105**
販売費及び一般管理費	**5,123,260**
営業損失	**1,543,155**
営業外収益	**208,358**
金利スワップ評価益	94,756
協賛金	84,338
設備賃貸料	5,988
その他	23,275
営業外費用	**130,486**
支払利息	93,651
為替差損	14,654
賃貸費用	13,613
その他	8,566
経常損失	**1,465,283**
特別利益	**1,019,188**
固定資産売却益	672
助成金収入	1,018,515
特別損失	**1,762,136**
固定資産売却損	704
固定資産除却損	2,627
店舗閉鎖損失	148,370
減損損失	597,119
店舗臨時休業による損失	1,013,315
税金等調整前当期純損失	**2,208,232**
法人税、住民税及び事業税	136,469
法人税等調整額	40,729
当期純損失	**2,385,430**
非支配株主に帰属する当期純損失	**33,031**
親会社株主に帰属する当期純損失	**2,352,399**

連結株主資本等変動計算書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年３月１日　残高	1,524,162	1,448,134	△506,630	△76,122	2,389,543
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	67,870	67,870			135,740
新株の発行（新株予約権の行使）	2,255	2,255			4,510
剰余金の配当			△28,070		△28,070
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,352,399		△2,352,399
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	70,125	70,125	△2,380,469		△2,240,219
2021年２月28日　残高	1,594,287	1,518,259	△2,887,100	△76,122	149,324

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2020年３月１日　残高	△37,050	△37,050	6,192	108,379	2,467,064
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					135,740
新株の発行（新株予約権の行使）					4,510
剰余金の配当					△28,070
親会社株主に帰属する当期純損失					△2,352,399
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	25,006	25,006	△4,510	△33,031	△12,534
連結会計年度中の変動額合計	25,006	25,006	△4,510	△33,031	△2,252,753
2021年２月28日　残高	△12,043	△12,043	1,681	75,348	214,310

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年４月16日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　鋭　一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　原　光　爵　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2020年３月１日から2021年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2021年２月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**2,233,464**	**流動負債**	**1,669,276**
現金及び預金	1,704,814	短期借入金	536,788
貯蔵品	1,044	一年以内償還予定の社債	20,000
前払費用	111,972	一年以内返済予定長期借入金	406,843
未収入金	398,908	リース債務	27,972
その他	16,724	未払金	282,851
固定資産	**3,215,207**	未払費用	2,970
有形固定資産	**1,616,398**	未払法人税等	216,169
建物及び構築物	898,312	未払消費税	73,611
車両運搬具	2,411	株主優待引当金	6,660
工具器具備品	19,559	預り金	86,543
土地	595,833	その他	8,868
リース資産	100,281	**固定負債**	**2,167,536**
無形固定資産	**10,463**	社債	260,000
商標権	2,673	長期借入金	1,781,396
ソフトウェア	7,520	リース債務	12,199
その他	270	預り保証金	81,386
投資その他の資産	**1,588,345**	その他	32,553
投資有価証券	7,010	**負債合計**	**3,836,812**
関係会社株式	420,000	**純資産の部**	
長期貸付金	5,201	**株主資本**	**1,618,567**
関係会社長期未収入金	1,719,285	**資本金**	**1,594,287**
保険積立金	17,719	**資本剰余金**	**1,524,287**
長期前払費用	20,637	資本準備金	1,524,287
繰延税金資産	19,257	**利益剰余金**	**△1,423,885**
差入保証金	1,085,193	その他利益剰余金	△1,423,885
その他	16,002	繰越利益剰余金	△1,423,885
貸倒引当金	△1,721,960	**自己株式**	**△76,122**
繰延資産	**8,390**	**新株予約権**	**1,681**
社債発行費	8,390	**純資産合計**	**1,620,249**
資産合計	**5,457,062**	**負債純資産合計**	**5,457,062**

損益計算書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**4,493,093**
売上原価	**3,090,424**
売上総利益	**1,402,669**
販売費及び一般管理費	**780,535**
営業利益	**622,134**
営業外収益	**67,651**
協賛金	1,137
賃貸料収入	35,673
提携料収入	20,977
その他	9,862
営業外費用	**100,910**
支払利息割引料	44,315
賃貸料原価	29,825
その他	26,770
経常利益	**588,875**
特別利益	**67,207**
固定資産売却益	374
助成金収入	30,190
抱合せ株式消滅差益	36,642
特別損失	**2,068,452**
固定資産売除却損	2,552
関係会社株式評価損	363,405
店舗閉鎖損失	25,968
貸倒損失	1,676,526
税引前当期純損失	**1,412,370**
法人税、住民税及び事業税	110,798
法人税等調整額	10,107
当期純損失	**1,533,276**

株主資本等変動計算書

（2020年３月１日から
2021年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2020年３月１日　残高	1,524,162	1,454,162	1,454,162	137,461	137,461	△76,122	3,039,663
事業年度中の変動額							
新株の発行	67,870	67,870	67,870				135,740
新株の発行（新株予約権の行使）	2,255	2,255	2,255				4,510
剰余金の配当				△28,070	△28,070		△28,070
当期純損失				△1,533,276	△1,533,276		△1,533,276
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	70,125	70,125	70,125	△1,561,346	△1,561,346		△1,421,095
2021年２月28日　残高	1,594,287	1,524,287	1,524,287	△1,423,885	△1,423,885	△76,122	1,618,567

	新株予約権	純資産合計
2020年３月１日　残高	6,192	3,045,855
事業年度中の変動額		
新株の発行		135,740
新株の発行（新株予約権の行使）		4,510
剰余金の配当		△28,070
当期純損失		△1,533,276
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△4,510	△4,510
事業年度中の変動額合計	△4,510	△1,425,606
2021年２月28日　残高	1,681	1,620,249

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年４月16日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　鋭　一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　原　光　爵　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2020年３月１日から2021年２月28日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年３月１日から2021年２月28日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、グループ監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその他子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

当社は、令和３年４月９日開催の取締役会において、土地及び建物の取得を決議しました。

１．取得の目的

安定した利益創出のため、販売管理費削減の一環として本社ビルの地代家賃の圧縮を図るべく、決議しました。

２．取得資産の内容

（１）愛知県名古屋市中区

（２）敷地面積　　255.86㎡

（３）延床面積　　1456.87㎡

（４）取得価格　　非公表

（５）取得する資産　土地及び建物

2021年４月16日

株式会社ジェイグループホールディングス　監査役会

常勤監査役　安田　博　㊞

監　査　役（社外監査役）　安達　幸子　㊞

監　査　役（社外監査役）　黒田　和貴　㊞

以　上

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

Ａ種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてＡ種種類株式を追加し、Ａ種種類株式に関する定款規定を新設するとともに、発行可能種類株式総数の変更等を行うものです。Ａ種種類株式を発行する理由につきましては、第２号議案をご参照ください。

なお、本定款一部変更につきましては、第２号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則 第１条 ～　（条文省略） 第４条	第１章　総　則 第１条 ～　（現行どおり） 第４条
第2章　株　式 （発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。	第2章　株　式 （発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。 ２　当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式　18,000,000株 Ａ種種類株式　1,000株
（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、100株とする。	（単元株式数） 第６条　当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、Ａ種種類株式の単元株式数は１株とする。
第７条 ～　（条文省略） 第11条	第７条 ～　（現行どおり） 第11条

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	第2章の2　Ａ種種類株式
（新　設）	（剰余金の配当） 第11条の２ （Ａ種優先配当金） 当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種種類株主」という。）またはＡ種種類株式の登録株式質権者（Ａ種種類株主と併せて、以下「Ａ種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて、以下「普通株主等」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき第２項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりＡ種種類株式１株当たりに支払われる金銭を、以下「Ａ種優先配当金」という。）を行う。なお、Ａ種優先配当金に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 （Ａ種優先配当金の額） ２　　Ａ種優先配当金の額は、1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率5.0％を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2022年２月末日に終了する事業年度に属する場合は、Ａ種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、Ａ種優先配当金の全部または一部の配当（第３項に定める累積未払Ａ種優先配当金の配当を除く。）が既に行われているときは、当該配当基準日に係るＡ種優先配当金の額は、その各配当におけるＡ種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

現　行　定　款	変　更　案
	（累積条項） ３　ある事業年度に属する日を基準日としてＡ種種類株主等に対して支払われた１株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払Ａ種優先配当金の配当を除く。）の額の合計額が、当該事業年度に係るＡ種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第２項に従い計算されるＡ種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第２項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年利5.0％で１年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、１年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払Ａ種優先配当金」という。）については、Ａ種優先配当金及び普通株主等に対する配当金の支払いに先立って、Ａ種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われる累積未払Ａ種優先配当金に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 （非参加条項） ４　Ａ種種類株主等に対しては、同一事業年度内に、Ａ種優先配当金及び累積未払Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（残余財産の分配） 第11条の３　当会社は、Ａ種種類株主等に対しては、残余財産の分配を行わない。
（新　設）	（議決権） 第11条の４　Ａ種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ２　当会社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、Ａ種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 ３　Ａ種種類株主については、会社法第199条第４項及び第238条第４項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（金銭を対価とする取得請求権） 第11条の５　Ａ種種類株主は、当会社に対し、2023年５月31日以降、取得を希望する日（以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）を定めてＡ種種類株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第２項所定の分配可能額（以下「分配可能額」という。）を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、Ａ種種類株式の全部または一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてＡ種種類株主から取得請求があった場合、取得すべきＡ種種類株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。 Ａ種種類株式１株当たりの取得価額は、払込金額相当額に、累積未払Ａ種優先配当金及び金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度において、金銭対価取得請求権取得日を基準日としてＡ種優先配当金の支払いがなされたと仮定した場合に、第11条の２第２項に従い計算されるＡ種優先配当金相当額を加えた額（以下「Ａ種種類株式取得価額」という。）とする。なお、Ａ種種類株式取得価額に、各Ａ種種類株主等が権利を有するＡ種種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（金銭を対価とする取得条項） 第11条の６　当会社は、Ａ種種類株式の発行日以降であって、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、Ａ種種類株主等の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにＡ種種類株式の全部または一部を取得することができる。なお、一部を取得する場合は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。Ａ種種類株式１株当たりの取得価額は、第11条の５に従い計算されるＡ種種類株式取得価額とする。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第11条の５に定めるＡ種種類株式取得価額の計算における「金銭対価取得請求権取得日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、Ａ種種類株式取得価額を計算する。
（新　設）	（譲渡制限） 第11条の７　譲渡によるＡ種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。
（新　設）	（株式の併合または分割、募集株式の割当て等） 第11条の８　当会社は、Ａ種種類株式について株式の分割または併合を行わない。 ２　当会社は、Ａ種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ３　当会社は、Ａ種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
（新　設）	（Ａ種優先配当金の除斥期間） 第11条の９　第46条の規定は、Ａ種優先配当金の支払いについて、これを準用する。

現　行　定　款	変　更　案
第３章　株主総会 第12条 ～　（条文省略） 第16条	第３章　株主総会 第12条 ～　（現行どおり） 第16条
（新　設）	（種類株主総会） 第16条の２　第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 ２　第13条、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会の決議にこれを準用する。 ３　第16条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ４　第16条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
第４章　取締役及び取締役会 第17条 ～　（条文省略） 第28条	第４章　取締役及び取締役会 第17条 ～　（現行どおり） 第28条
第５章　監査役及び監査役会 第29条 ～　（条文省略） 第38条	第５章　監査役及び監査役会 第29条 ～　（現行どおり） 第38条
第６章　会計監査人 第39条 ～　（条文省略） 第42条	第６章　会計監査人 第39条 ～　（現行どおり） 第42条
第７章　計　算 第43条 ～　（条文省略） 第46条	第７章　計　算 第43条 ～　（現行どおり） 第46条

第２号議案　第三者割当によるＡ種種類株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記１ないし３に記載の理由により、下記４に記載の要領にて、有限会社ニューフィールド（以下「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当によるＡ種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）の発行（以下「本種類株式発行」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本種類株式発行につきましては、第１号議案が原案どおり承認可決され、同議案に係る定款一部変更の効力が発生することを条件といたします。

１．募集の目的及び理由

（１）資金調達の主な目的

当社グループは、居酒屋、カフェ、レストランなどの飲食事業を中心に、不動産の賃貸及び管理業務等を行う不動産事業、結婚式の企画運営を行うブライダル事業、食品等の卸売業や製作・販促事業等のその他の事業を行っております。

現在におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、国内における個人消費及び経済活動の停滞等により、景気の急速な悪化など極めて厳しい状況となっております。特に、外食業界におきましては、各自治体からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にむけた外出自粛要請や営業時間短縮要請、またテレワークの普及などを背景にさらに厳しい経営環境が続いております。

当社グループにおいても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛要請等による消費マインドの低下及び緊急事態宣言等による営業時間短縮及び臨時休業等の措置により、売上高が2021年２月期で前年対比47.2％の6,700百万円と減少しております。このような環境のもと、当社グループでは、従来より推進しておりました事業構造改革として人員配置の適正化や生産性の向上を図り本社費用の削減に取り組んでおります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ予測困難であることから、業績を回復・改善させるには一定期間を要することが見込まれ、このような先行き不透明な状況においては、手元流動性の確保とともに、さらなる資本の増強と財務基盤の強化を図る必要があると判断し、本種類株式発行による資金調達の実施を決議いたしました。

（２）本種類株式による資金調達を実施する理由

当社は、今回の資金調達を実施するにあたり、金融機関からの借入、社債発行、公募増資、第三者割当による新株予約権発行等の資金調達手段を比較検討した結果、以下の理由により、第三者割当による種類株式の発行を行うことが最適であるとの結論に至りました。

金融機関からの借入につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の

感染拡大による影響の長期化に備え、既に民間金融機関等から借入の実施のほか、株式会社日本政策金融公庫から総額900百万円の資本性劣後ローンによる長期運転資金の資金調達を行って手元資金の流動性確保を図っており、現預金は2021年２月末で2,320百万円でした。その後、当社は、2021年４月９日付「固定資産の取得に関するお知らせ」で開示しましたとおり、販売管理費削減やより効率的な活用による収益向上を目的として、本社並びに店舗が入居している不動産に係る賃貸借契約の解消とこれに伴う当該不動産の取得のための一定の支出を行っておりますが、かかる支出を勘案しても手元流動性は維持されております。しかしながら、上記の運転資金と併せて新規出店、既存店舗のリニューアルなどに係る費用も今後必要となる中で、今回さらに金融機関からの借入や社債発行など負債性の資金調達を実施することは、負債をさらに増加させ、2021年２月期に純資産214百万円で1.3％となった自己資本比率のさらなる低下を招くことから今回の資金調達方法としては適切でなく、これ以上の純資産の減少に備えるためにも自己資本比率を増加させるような資本性のある資金調達が必要であると考えました。

また、資本性のある資金調達のうち、①普通株式発行による公募増資、第三者割当は、一度に資金を調達できる反面、１株当たりの利益の希薄化が一時的に発生するため株価への影響が大きくなること、②第三者割当増資による新株予約権の発行は、当社を取り巻く経営環境や当社の財務状況等を勘案すると、調達予定額の確保に不確実性があること等から、適切ではないと判断いたしました。

一方で種類株式の発行は、普通株式の希薄化を抑制しつつ、当社が希望する時間軸で必要資金を迅速かつ確実に調達し、同時に財務体質の安定化も図ることができること等の理由から、本種類株式による増資が最適な資金調達方法であると判断いたしました。

２．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに対して本種類株式の価値算定を依頼し、本種類株式の価値算定書（以下「本算定書」といいます。）を取得しております。

第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングは、本種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法による評価手法を採用し、一定の前提（発行から２年後を目処に当社が取得条項を発動し、当社からの取得条項発動までの期間、割当予定先が優先配当を受け取ることを想定）の下、本種類株

式の公正価値の算定をしております。本算定書において2021年４月19日を基準として算定された本種類株式の価値は、１株当たり1,060,000円とされております。

当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングによる本算定書における上記算定結果や本種類株式の発行条件を基に、当社のおかれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねていること、本種類株式の１株当たりの払込金額は、本算定書における１株当たりの評価額である1,060,000円から5.66％のディスカウント率に留まっていること等を総合的に勘案し、本種類株式の発行は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、本種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第２項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本種類株式を発行することといたしました。

なお、本種類株式発行に係る取締役会において、本種類株式の割当予定先の代表取締役である当社代表取締役新田二郎は特別の利害関係を有するため、取締役会の審議及び決議には一切参加しておりません。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本種類株式を300株発行することにより、総額３億円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途に照らすと、本種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。優先配当率についても、本種類株式の発行条件に関する割当先の要望も踏まえ、当社のおかれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定いたしました。上述のとおり、当社は、発行から２年後を目処に取得条項を発動することを意図しており、かかる想定のもとでは、割当予定先に対しては、実質的に長期にわたる配当実施は見込まれないことを踏まえると、優先配当率５％は、当社のおかれた事業環境及び財務状況に照らし合理的な水準の配当負担であると考えております。

また、本種類株式については、株主総会における議決権がなく、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されておりません。したがって、本種類株式が発行されることにより、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じることはないため、本種類株式発行における株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

３．割当予定先を選定した理由

当社は、本種類株式の発行にあたり、2021年１月頃から様々な資金調達先を検討してまいりました。当社と資本関係や取引関係のない外部の資金調達先の選定には時間を要するところ、当社においては新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、2021年２月決算において大幅に純資産が減少し、2022年２月期の早期に財務体質の改善を行う必要があることも踏まえ、資本増強による資金調達の実現可能性の高さを考慮し、当社の創業者である新田二郎が代表取締役を務める有限会社ニューフィールドを割当予定先として選定いたしました。

また、割当予定先の代表取締役である新田二郎は、当社の創業者でもあり、当社の中長期的な企業価値向上の観点からは、今後も同氏による中長期的な経営への継続的な関与を維持することが望ましいと考えております。したがって、割当予定先は本種類株式の割当予定先として適切であると判断しております。

４．募集事項の内容

（１）募集株式の種類及び数

Ａ種種類株式　300株

（２）募集株式の払込金額

１株につき　1,000,000円

（３）払込金額の総額

300,000,000円

（４）増加する資本金及び増加する資本準備金の額

増加する資本金の額　150,000,000円

増加する資本準備金の額　150,000,000円

（５）払込期日

2021年５月31日

（６）発行方法

第三者割当の方法により、有限会社ニューフィールドに全株式を割り当てます。

（７）募集株式の内容

Ａ種種類株式の内容につきましては、第１号議案をご参照ください。

第３号議案　Ａ種種類株式の募集事項の決定の取締役会への委任の件

１．付議に至る経緯

新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ予測困難であることから、業績を回復・改善させるには一定期間を要することが見込まれます。当社としましては、このような先行き不透明な状況に鑑み、資金需要に応じた機動的な資本性の資金調達を可能とすべく、本種類株式発行とは別に、本株主総会において、以下のとおりＡ種種類株式の募集事項の決定を取締役会へ委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当該Ａ種種類株式の募集事項の決定の取締役会への委任につきましては、第１号議案が原案どおり承認可決され、同議案に係る定款一部変更の効力が発生することを条件といたします。

２．付議議案の内容

（１）募集株式の種類

Ａ種種類株式

（２）募集株式の数の上限

700株を上限とする。

（３）払込金額の下限

１株につき1,000,000円

（４）募集方法

第三者割当の方法によるものとする。

（５）募集事項の決定の委任

上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項及び割当に関する細目事項については、当社取締役会決議により決定する。

第２号議案に記載のとおり、Ａ種種類株式には客観的な市場価格がなく、また、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、Ａ種種類株式の払込金額の下限がＡ種種類株式を引き受ける者に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、本株主総会において、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、会社法第200条第１項及び第２項に基づきＡ種種類株式の募集事項の決定の取締役会への委任について、念のため、有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることとしております。

現時点においてＡ種種類株式の追加発行の具体的計画はありませんが、追加発行を行うこととなった場合には、決定次第速やかに開示いたします。なお、上記付議議案が本株主総会において承認された場合、Ａ種種類株式の追加発行は、当社取締役会の決議により、本株主総会の決議の日から１年以内の日である2022年５月27日までの日を払込期日とするＡ種種類株式の募集につき可能となります。

第４号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

１．資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

今般の新型コロナウイルス感染症拡大は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼしており、収束時期についても未だ予測困難であることから、業績の回復・改善には一定期間を要することが見込まれます。このような先行き不透明な状況を踏まえ、今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるとともに、税負担の軽減及び配当原資の確保を図ることを目的とし、会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の減少（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本資本金等の額の減少については、本種類株式発行の効力が生じることを条件といたします。また本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や１株当たり純資産額に影響が生じるものではございません。

２．資本金の額の減少の要領

（１）減少すべき資本金の額

本種類株式発行後の資本金の総額1,761,840,490円を1,711,840,490円減少して50,000,000円とする。

（２）資本金の額の減少の方法

会社法第447条第１項の規定に基づき資本金の額の減少を上記のとおり行った上で、全額をその他資本剰余金に振り替えます。

３．資本準備金の額の減少の要領

（１）減少すべき資本準備金の額

本種類株式発行後の資本準備金の額、1,691,840,490円を1,691,840,490円減少して０円とする。

（２）資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第１項の規定に基づき資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、全額をその他資本剰余金に振り替えます。

４．本資本金等の額の減少が効力を生ずる日

2021年５月31日

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

所 在 地：名古屋市西区牛島町６－１
会　　場：名古屋ルーセントタワー16階 会議室
電　　話：052－990－2732



交通　ＪＲ名古屋駅／地下鉄東山線・桜通線名古屋駅／名鉄名古屋駅／
近鉄名古屋駅／あおなみ線名古屋駅／地下道直結 徒歩５分

お願い

1．駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。
2．株主総会ご来場の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。なにとぞご理解いただきますよう、お願い申しあげます。